

議 事

○中村刑事法制企画官 若干，定刻には早いところではございますけれども，皆様お集まりですので，始めさせていただきたいと存じます。

本日もお忙しい中，お集まりいただきましてありがとうございます。

「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」の第12回会合を開会させていただきます。

なお，本日は，刑事法制管理官の加藤が国会関係の用務のため，欠席させていただいておりますので，私が進行を務めさせていただきたいと存じます。

また，本日は，堀江教授が所用により欠席でございます。

まず，配布資料について確認させていただきます。本日の事務局からの配布資料は，議事次第及び『平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会』における議論の概要でございます。配布漏れなどはございませんでしょうか。

本日は，まず前回の御議論の中で御指摘がありました，被害者等保護法第3条の公判記録の閲覧又は謄写が可能な時期について御説明させていただきます。

被害者等保護法第3条による公判記録の閲覧等が可能な期間についての解釈に関する御質問が前回ございました。被害者等保護法第3条に定める公判記録の閲覧・謄写につきましては，刑事訴訟法第47条により，刑事事件の訴訟書類は公判の開廷前には原則公開禁止とされ，他方，刑事訴訟法第53条第1項，刑事確定訴訟記録法により，被告事件の終結後は何人も訴訟記録を閲覧することができることとなっておりますが，公判係属中の訴訟書類の閲覧・謄写に関しては，検察官・弁護士等の訴訟関係人の閲覧などを認めるほかは，特段の規定がなかったことから，一定の要件の下に，被害者等による公判記録の閲覧・謄写をなし得るものとされたものでございます。この規定の趣旨が，今申し上げましたとおり，この規定が定められるまで認められていなかった被害者等による公判係属中における刑事事件の訴訟書類，いわゆる公判記録の利用を認めることにあり，また，被告事件の終結後，すなわち判決確定後は，刑事確定訴訟記録法による記録の閲覧が可能であるということからすると，被害者等保護法第3条の規定によって，訴訟記録の閲覧・謄写が認められる時期は，第1回公判期日後当該被告事件の終結までであり，被告事件終結後，すなわち判決確定後は，この規定による閲覧・謄写は予定さ

れていないと解されます。

なお、立法当時における逐条解説及び被害者等保護法を含めた平成19年の刑事訴訟法等の改正時における逐条解説の被害者等保護法第3条等の解説においても、閲覧・謄写の対象となる記録について、公判に係属中の刑事被告事件の訴訟記録であり、当該被告事件の係属する裁判所の保管するいわゆる公判記録がこれに当たるとされています。そして、公判記録とは、「裁判所において事件に関する訴訟記録、公判調書や供述調書などの証拠書類等を順次に編てつ・整理した訴訟記録のうち、公判係属中の刑事被告事件に関するもので、当該被告事件の係属する裁判所が保管しているものであり、既に被告事件が終結した確定訴訟記録は、訴訟記録に当たるものの、公判係属中ではないことから、公判記録には含まれない。」とされており、「公判記録の閲覧・謄写をなし得る時期は、第1回の公判期日後当該被告事件の終結までの間である。」とされています。このように、事件終結後は、被害者等保護法第3条による閲覧・謄写については予定されていないものと解されます。

私からは以上でございますけれども、更にこの点について、最高裁の香川課長から御説明がありますか。

○香川最高裁刑事局第一課長 私からは、この点の運用について若干御説明をしたいと思っております。

現場で閲覧・謄写等の事務処理を行う際には、前回、少し若園判事からもお話がありましたけれども、被害者からの閲覧・謄写請求にできる限り速やかに対応するよう努力しているものと理解しております。

裁判所の職員が恐らく参照しているであろう資料といたしまして、裁判所職員総合研修所の「犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する書記官事務の実証的研究」というものがございます。これには、「犯罪被害者保護法3条第1項が「当該被告事件の終結までの間」と終期を区切り、刑事確定訴訟記録法2条第1項が「訴訟終結後は、…（中略）…検察官が保管するものとする。」と規定していることからすると、法は、被告事件の確定の前後で区分し、確定前は犯罪被害者保護法、確定後は刑事確定訴訟記録法がそれぞれ適用されるという整理をしているとみるのが最も合理的と考えられる。そうすると、たとえ確定前の申出に基づくものであっても、確定後に犯罪被害者保護法に基づく閲覧又は謄写を行わせることは、刑事確定訴訟記録法に規定する検察官の権限に抵触

するものであり許されないとされる。したがって、犯罪被害者保護法に基づく閲覧又は謄写は、申出のみならず閲覧又は謄写の実施も確定前に行わなければならないものと解される。」「書記官としては、確定直前に閲覧又は謄写の申出がされた場合には、求意見の迅速化など、できる限り確定までに閲覧又は謄写が実施できるように努めるべきである。」などと記載されているわけです。

以上を前提に、具体的な事務処理に関しましては、「犯罪被害者保護法に基づく閲覧又は謄写は、当該被告事件の確定前に申出人の閲覧又は謄写が完了しなければならないなど、閲覧又は謄写の事務処理は、迅速な処理が要求されていることなどからすると、検察官、弁護士等に対する求意見に当たっては、相当期間の回答期限を定める取扱いが妥当と思われる。」など、迅速に事務処理を進めるための工夫例等が記載されております。

したがって、このような資料を参考にしながら、先ほど申しあげましたように、できる限り速やかに対応するよう努力していると思っております。もっとも、前回の意見交換会で、謄写までに若干時間を要した例などが紹介されましたので、この点につきまして幾つかの庁に電話で実情を問い合わせるという形で調査をしてみました。全庁に問い合わせたわけではございませんが、一応聞いた限りでは、謄写の申出後謄写未了の間に事件が確定してしまったという事例には接しませんでした。ですから、聞いた限りではきちんとやっているということでございます。

なお、確定直前に被害者から問い合わせがあった場合には、刑事確定訴訟記録法に基づく謄写を案内する、あるいは確定後速やかに事件記録を検察庁に引き継いで、申出に関する情報を検察庁と共有しているなどという例も紹介されましたので、併せて御紹介いたします。

この点で、ちょっとお願いになるかもしれませんが、被害者からの閲覧・謄写の申出がありますと、当事者から意見を聴取したり、あるいはプライバシーに関わる部分のマスキング作業等の必要がありまして、記録の量等の事情によりましては実際に謄写できるまでに時間が掛かる場合があるということは申し上げさせていただきたいと思っております。もちろん、裁判所としましては、今後も引き続き関係機関と適切に情報を共有しながら、できる限り迅速な事務処理を行えるように努めていきたいと思っております。

○中村刑事法制企画官 この点に関しまして、御質問その他、御発言はございますか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 私が扱った、つい最近終わった刑事裁判の事例では、損害賠償命令の決定が出るまで記録が必要ということで、ずっと謄写ができませんでした。決定が出てから謄写物を頂きましたが、これは判決が確定していない事案で、控訴期間の2週間をはるかに経過した2か月後ぐらいに来ました。ですから、結構柔軟な運用をしているところはあると思いました。そこで、「判決が確定してしまったらどうしますか。」と裁判所に事前に聞いたところ、「確定する前に申出があれば可能です。」という回答は一応得ています。だから、ちょっと今の説明とは違う扱いのようです。柔軟にやっていただくところはあるのですが、今の説明を前提とすると、私たちとしては今後は、判決が出てから申し出るのではなく、実際は、第1回期日のときから申出をしておいた方がいいのかなと思いました。その辺の運用は、できるだけ2週間以内に終わるようにしていただきたいと思っております。

○武内弁護士 裁判所から、できる限り迅速に事務を取り扱うという運用について御説明いただきまして、了解いたしました。もっとも、被害者側からすると、公判記録の中でも特に判決書に関しては、適式に申出をしていたとしても、被害者側からはコントロールできない事情によって、閲覧ないし謄写をすることができないというリスクがどうしても残ってしまうということもありますので、こと判決書に限っては謄本の交付請求というのも今後の検討課題として考えていただければと思います。

○香川最高裁判事局第一課長 もう一点、前回の積み残しの話として、犯罪被害者保護法第3条に基づいて謄写の申出をした際に、裁判所に条件を付けられたということに関連して御質問がありましたので、併せて御説明させていただきたいと思っております。

この点につきましても、幾つかの庁に実情を電話で問い合わせるという形で調査を試みました。謄写の条件を付すに当たって申請者から提出してもらった書類等があった場合に、どういう書式でやっているかということを知りたいところ、結論としては、裁判体によっていろいろであるということが実情のようであります。この点につきましても、前回も、閲覧・謄写の許可に当たってどういう条件を付すかというのは裁判体の判断事項でありますという御説明をしたかと思っておりますけれども、前回御指摘があったということもありますので、その御指摘があったということと、それから謄写の申出があった際に被害者にどういう書類を記入していただくかということについては、書記官サイドできちんと裁判体とよく協議して、どういう書式でどのように書いてもらうかという

ことをきちんと検討してくださいということ年全国の裁判所にこの機会に周知いたしましたので、そのことについて御報告させていただきます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 多分、今の周知が徹底されたことではないかと思いますが、以前、公判記録の閲覧等の請求をしたときは、もう最初から印刷文字で目的の制限がありましたが、つい1か月ぐらい前に請求をしたときには書式が変わっておりまして、こちらが目的を書くように、白紙になっておりました。ありがとうございました。

○中村刑事法制企画官 ほか、何かこの点に関しまして御発言などはございますか。

それでは、次に、前回の意見交換会でもお伝えしておりましたが、皆様から頂いた御意見・御指摘を概要としてまとめました『平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会』における議論の概要」という資料を作成いたしまして、本日お手元にお配りしております。この「議論の概要」という資料について、簡単に御説明させていただきます。

この資料は、平成25年1月から本日まで12回にわたり開催してきました、この意見交換会における皆様の御意見・御指摘の概要をまとめたものであり、言わば議事録の圧縮版と考えていただいても構構かと思えます。こちらにつきましては、事前に皆様に内容を御確認いただいておりますので、これをもって完成版とさせていただきたいと存じます。

次に、この「議論の概要」という資料の公表方法についてですが、近日中に法務省のホームページに掲載して公表することといたしております。また、この意見交換会で配布いたしました資料につきましては、前回この点について御発言もあったところでございますが、大部に及んでおりましたことから、この「議論の概要」という資料には添付するということとはせず、法務省のホームページにこの「議論の概要」という資料を掲載するページを設け、そこにまとめて「配布資料一覧」という形で掲載することとしたいと存じます。

次に、本日でこの意見交換会は終了ということになりますので、皆様方から締めくくりとなる御発言を頂きたいと存じます。なお、各論点に関する御意見につきましては、既に二巡にわたり御意見を頂いているところでございますので、各個別の論点についての御意見・御指摘というよりも、むしろこの意見交換会の終了に当たっての総括的な御

発言を頂ければ幸いです。

それでは、高橋先生から順に御発言いただければと存じます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 どうも長い間議論させていただきましてありがとうございました。特に、学者の先生方にはいろいろな問題点・論点を指摘していただきまして、私は大変に勉強になりました。また、最高裁の方も、答えにくい質問にもきちんと答えていただきまして、これは大変心強く感じました。現場の裁判官の方にも来ていただきまして、忌たんのない素直な意見をお聞きすることができました。私は非常に貴重な意見だったと思っております。あと、法務省は、決してお役所仕事ではなく、本当に親身にこの意見交換会について前向きに対応してくださったのではないかと感じております。ありがとうございました。

ところで、平成14年に私が独・仏に調査へ行ったときには、まさかこんな制度ができるとは正直思っておりませんでした。当時ドイツで各検察庁あるいは司法省というところに同行してくださったドイツの一等書記官のアタッシュェがいるのですが、もちろん法務省から出向していますが、その方もついこの間一緒に飲んだときに、「当時はまさかできるとは思っていなかった。」とおっしゃっていました。それが、本当にできました。

今、実際に依頼者とお話をして、この事件について被害者参加ができますというお話をします。それはもう当然のことというような顔をして聞いてくださいます。しかし、「5年ぐらい前までは判決書ももらえなかった、あるいは期日さえも教えてもらえなかった。」と言うと、大変驚かれます。この対応を見ていると、この制度は、国民、特に犯罪の被害に遭った国民が望んでいた制度なのだとということを実感します。この6年間でつくづく感じました。この制度ができたときには、確かに日弁連とか、いろいろなところからいろいろな批判を受けました。いまだに日弁連の方では、この制度は将来に禍根を残す制度であるという意見を変えておりません。しかし、この6年間の実際の運用を見ますと、しっかりと定着した制度だと思えます。これは後戻りすることはないと、私はそれをこの6年間で実感しました。

せっかく約1年半にわたって問題点について議論してくださったのですから、この全てとは言いませんが、せめて公判前整理手続への参加、あとは証人尋問で犯罪事実について尋問させてほしい、被害者が同一であれば、併合罪については全て訴訟行為をさせ

てほしい、この3点については、法改正ないしは運用で改正していただければと願っております。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 私は、出席者の中で唯一、犯罪被害の当事者遺族でありました。難しい法律問題もあり、毎回必死に発言したというのが実感です。ただ、もちろん当事者であって、以前から強く要望している課題でもありますので、被害者団体としての意見表明の機会を与えていただいたことに深く感謝しております。

私は、今後の刑事司法において、被害者参加の制度趣旨が真に生かされ発展することを願っておりますので、この制度に関係する皆さんに、更に深い御理解をお願いして、感想に代えたいと思います。

この意見交換会では、今、高橋弁護士も言われましたが、それぞれの立場から多岐にわたる改善の課題が具体的に明らかにされ、大変貴重な協議が行われたと思います。しかし、その中で私は、被害者等の権利回復にとって極めて重要なこの制度が、このままでは成熟し切らないで、本来の制度趣旨が生かされないまま推移してしまうのではないかという一抹の不安を拭い去ることはできなかったということも事実なわけです。

私が第2回会議で紹介させていただいた研究報告がありました。「刑事裁判への関与が犯罪被害者遺族の満足度と司法に対する信頼に与える影響」という報告でしたが、これはその後、日本心理学会で論文として発表されております。この中で、裁判結果に対する満足度は、被害者参加制度によって改善されたとは言え、その評定の絶対値は5段階で2.38とかなり低いものでありました。このこととも関連しますが、これまで社会的にも刑事司法においても、日本の犯罪被害者は、「忘れられた存在」であったわけです。始まったばかりのこの被害者参加制度をしっかりと変革への第一歩と位置付けて、改善のための具体策が実際に講じられなければ、刑事司法における手続的公正への評価は上がらず、「被害者の復興期」にふさわしい第一歩とはならないのではないかと思います。公判前整理手続への被害者参加問題がその典型ですが、意見交換の中で、被害者参加制度の目的あるいは趣旨といった基本理念についての温度差、言い換えれば被害者の権利概念についてのギャップが根深くあるということも感じました。

これまでの司法は、被害者の権利確立の前に、まず加害者の権利が考えられました。結果として被害者の権利あるいはその存在までもが置いてきぼりになったという経緯が

あります。その考え方を、流れを変えなければ刑事司法の本質は変わらないという印象を持っています。犯罪被害者学の諸澤英道先生は、日本における被害者学の発展を阻む要因の一番目に、「被害者に関心を持つことは、ようやく確立してきた刑事法上の加害者の立場を危うくすると考える人が多かった。」ということ挙げておりましたが、重要なのは自然権としての司法参加の回復ということだと思います。参加すること、参加の権利を、被害者から声が上がってきたから、その心情に「配慮」して一部認めてあげましようとか、心のケアが大切だから聞いてあげましようというような、お情けで与えられるものではないということです。

被害者参加制度が実施に移されて5年を経過しましたが、私が見聞きして感じる最近の法廷は、相変わらず「加害者がうそをつく場」になっているわけです。道理に外れた言い逃れを容認し、「人権」の名の下に公判廷でまことしやかに検討する、言わば「被告のための裁判」ということが変わっていないわけです。これでは、被害者はこれからも「忘れられた存在」のままです。

第一次の犯罪被害者等基本計画のⅢの③にある「刑事司法は被害者等のためにもある」という言葉は、大変重いものであると考えます。そこでは、「犯罪被害者等に信頼されない刑事司法は国民全体から信頼されない」という指摘を紹介しながら、「刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、・・・犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続が進められるべきである。この意味において、『刑事司法は犯罪被害者等のためにもある』ということもできよう。」と、控え目な表現ながら、刑事司法の在り方の根底を問うているわけです。この犯罪被害者等基本法の精神から立法されたのが被害者参加制度です。被害者の権利回復の道はその緒に就いたばかりであると捉えて、この意見交換会での貴重な討議内容を、制度の純化にこそ生かしていただきたいと強く思います。そのことによって、制度が意識を変え、意識がまた制度改善につながるというプラスのサイクルになって働くのではないかと期待します。本制度がより改善されて、被害者の権利回復にとっての貴重な礎になることを強く願います。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク副理事長 当初は、被害者支援ネットワークの望月理事がこちらに参加させていただいていたのですが、都合により退任ということで、急遽私が途中から参加させていただきました。私はこういう場所が初めてだったので、非常

に緊張して参加させていただきましたけれども、立場の違う様々な方のお話を聞くと、自分の至らなさが分かったり、また知らないこと、新しい知識などもいろいろいただけたりして、大変有意義でした。この場を借りて皆さんに御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

若干お時間を頂いていますので、少しだけお話しさせていただきたいと思いますが、私が被害者支援に関心を持つようになったきっかけというのは、私は、検察官をしていたことがありまして、その当時に被害者支援都民センターに半年間ほど研修に出されたことがあるのです。そこで、被害者の方々にお会いする中で、警察・検察・裁判所に対する非難を、待っていましたとばかりに一杯浴びたわけですが。その中で一番自分の心に残ったのは検察官に対する批判でした。それは、刑事裁判で被告人質問が行われるときに、被告人が、明らかに事実と違うと思われる、被害者から見れば身勝手極まりない弁解を次々と語っている。我慢して聞いていて、ようやくその被告人質問が終わって裁判官が「検察官どうぞ。」と言ったときに、検察官は戦ってくれるのだろうと思ったら、検察官は立ち上がって「ございません。」と言って終わってしまったというのです。これが許せないと被害者の方はおっしゃっていました。その事件を私は具体的に知らないのですが、被害者の方のお話を聞くと、恐らく取調べ済みの証拠関係からおよそ認め難い弁解を、法廷で被告人がしたと思われるのです。そういう場合には、検察官はその弁解が採用されることはないだろうという確信があれば、あえてその弁解に果敢に挑んで尋問して訴訟を混乱させることはしないと思うのです。ですから、被告人質問をしないで終えてしまって、あとは論告で、「反省の情がない。」とか、そのような意見を述べて終わらせるということになったのだと思われるのです。これは、検察官の検察権行使、公判に臨む態度としては正しいと思うんです。ただ、正しいことをやったとしても、それはプロの間では評価されたとしても、被害者の方には理解していただけないのだということを、目の当たりにして、それで刑事裁判に携わるに当たっては、まず専門家としての能力は持っていなければいけないのですけれども、それに加えて関係する方々に説明ができなければいけないのだと。それができないと、被害者の方にはかえって誤解を与えてしまったり、傷付けてしまうのだということを知って、それから被害者支援に関わるようになっていったという経緯があります。

ですから、専門家は、そうでない方にきちんと説明ができなければいけない、という

基本的なことなのですが、まずこれを何とかやっつけていかなければということで、被害者支援を始めたのです。今もそれは大事なことです、更に時代がたって、被害者が一定の限度で参加できる被害者参加制度が一般的になって、より被害者支援が広まっていますので、当時と比べると隔世の感があるなど、多くの方の御理解を得て、いいところまで来たなと思っているのが私の今の実感です。被害者参加あるいは心情の意見陳述を実際になさった方のほとんどが、その前と後で表情や話し方が変わってくるんです。ですから、この制度は、その陳述をしている場面しか見ていない方には余り理解いただけないかもしれないのですけれども、その前後を通して被害者の方と接している立場の者であれば、非常に有益で、立ち直りに有効であるということが本当によく分かります。ですから、この制度を今後ともますます発展させていくことによって、被害者の気持ちをできるだけ刑事司法の場に取り入れて、それが司法の信頼を得ることにつながればと思っております。

実際、数日前に、私も、とある被害者参加事件に被害者参加弁護士として関与し、法廷に被害者参加人と私で行きました。被告人は非常に支離滅裂で自己保身に走るような弁解をしておりました。そのとき私は、この被告人には質問しても無駄だろうと思ったので、被害者の方に事情を説明して、質問をせずに終わったのです。被害者の方は、後で何と私に言ったかという、「刑事裁判というのは、いろいろな角度から被告人の罪を軽くする材料を探しまくって、罪を軽くする制度なんですね。」と言ったのです。今までだったらそれに反論することができなかつたのかもしれないのですけれども、今は彼は被害者参加していますから、「これから心情の意見陳述もあるし、被害者参加人としての意見も述べる機会があるから、今は被告人が語る場面だからそうかもしれないけれども、次にはあなたの言い分が言えるではないですか。それによって裁判官に公平に判断してもらえないではないですか。」と言うと、被害者の方は納得してくれました。ですから、こういう制度があることによって、被害者が救われるという面が非常に大きいですね。これは法廷だけを見ていたら分からないと思いますけれども、大いに、被害者のためになっている制度ですので、意義のあるものだということで、皆さんに理解していただきたいと思います。

長くなるので、あと二点だけでとどめたいと思います。今回この場所でいろいろなことを発言させていただいたり、聞かせていただきましたけれども、今回ここで話題にな

らなかったことで、今後、被害者支援に当たって考えなければいけないこととしては、まず一つは、刑事訴訟法とか法務省という問題ではないのですけれども、国際化の問題だと思えます。一つは、外国の方が日本で犯罪の被害に遭った場合です。これは、今の制度でも、通訳人をどうしようとかかそういう形でいろいろ考えることができるかもしれませんが、案外、各地の被害者支援センターの方に聞くと、そういう例は多いようです。日本語に堪能な外国人が被害者の場合は余り問題がありませんが、例えば旅行中の方とか、留学中の方で、日本語は日常会話がやっとできる程度などという方もいるそうですから、そのような方に、いかに日本の制度を説明するかといったことも大きな課題になってくると思えます。また、海外で日本の方が被害に遭うのも決して少なくありませんので、そういったときには、どちらかという外務省の所管になるのかもしれませんが、海外での制度あるいは日本の制度で使えるものを適切に説明する。それも、海外で被害に遭った方に説明するのが必要な場合と、国内にいる身内の方に説明しなくてはいけない場合等、様々な場合が想定されますので、そういったことも今後は考えなければいけないだろうと思っております。

最後に、被害者支援の連携ということで少しお話しさせていただいた機会がありましたが、ここは本当に大切なことだと思いますので、もう一度だけお話しさせてください。被害者支援の専門家というのはいないのです。被害者の方は様々なニーズがありますし、それに全て応えられる専門家というのはいないわけです。また、被害者の支援のために新たにたくさんのお金や人を使って制度を構築するというのも、これは理想論ではありますけれども、現実的には難しい話です。ですから、被害者支援に当たっては、既存の人的資源とか、既に存在している制度・機関を有効に利用して、そこの方たちの持っている専門知識をうまく駆使することによって支援していくということを、まず第一に考えなければいけません。そうすると、どうしてもそこに連携していくということが必要になるわけです。ですから、連携というのは、被害者支援にとって欠くことのできないことであります。例えば制度の説明についても、警察で行い、検察庁で行い、裁判所で行い、被害者支援センターの方で行いと、いろいろなところでやることによって、被害者がその状況に応じて必要だと思われる制度が選択できればいいわけです。これを警察だけにやらせる、検察庁だけにやらせるということで、特定の人に過剰負担を強いたとしても、決していい結果は生まれません。ですから、被害者支援をするに当た

っては、今まで余り関係がなかったと思われるような機関であっても、被害者にとって適切な支援ができると思われる機関とは、積極的に連携して、お互いの機関あるいは人ができる範囲のことを行う。それによって全体として支援を高めていくということを、是非考えていただきたいと思います。被害者支援の中では、刑事司法というのは重要ではありますけれども、私たちの考え方では一部分なのです。ですから、それ以外の様々な役所、普通の公務員の方であったり、医者であったり、臨床心理士であったり、様々な方々と連携をとって支援しているということ、是非忘れないでいただきたいと思います。そのような活動ができれば、それが、被害者の方が刑事司法を信頼してくれるということにもつながりますし、そうすれば刑事司法の仕事もより多くの方の理解を得られるということにもつながっていくと思いますので、今後とも何か機会があるごとに、被害者支援における連携ということを中心にとどめていただいて、思い出していただけたらと思います。

長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

○奥村弁護士 いろいろと、とにかく勉強になりました。私は日弁連を代表しているわけではありませんけれども、例えば被害者保護関係でいくと、平成12年の被害者保護二法と、平成16年の被害者等基本法と、平成17年の犯罪被害者等基本計画、平成19年にこの被害者参加制度、こういう被害者支援の大きな流れに関して、日弁連は基本的には支持しているということ、ただし刑事裁判への被害者参加ということに関しては、消極的な意見を持っていることはお伝えしたとおりです。そういう総合的な形では、日弁連もそういう態度をとっているということの一つ指摘しておきたいと思います。

それで、私は刑事弁護センターから尻をたたかれていろいろと発言させていただいていますが、全体を見て、少し触れましたけれども、被害者参加制度について、統計的な資料はあるけれども、総合的な検証はなされていないということを前に指摘しました。これは、裁判員制度に関して、同じように見直し規定があるのですけれども、たくさんの裁判員に対するアンケートがなされていますし、いろいろな調査がなされています。それから、要するに裁判員裁判の弁護人・検察官の立証は分かりやすいかという形のアンケート、更に量刑傾向や量刑評議についての手法研究なども行われている。確かに、制度とすれば、裁判員制度の方が樹木でいうと幹的な制度なのかもしれないと思うのですが、極端に言えば、これは裁判員制度というのは、裁判のやり方の、方法論の問題

です。これに比べて、被害者参加制度の方がむしろ、先ほど前田さんもおっしゃいましたけれども、刑事司法の在り方をどう考えるかとか、刑事訴訟法の原則との関係とか、刑罰論、それから犯罪被害者保護・支援という総合的な形からという実体面あるいは政策的な面、そういう面でより大きな問題であるという考え方も十分できるのではないかと。そういう極めて重要な問題であるにもかかわらず、先ほど言いましたように、この制度の運用がなされて以降、きちんとした検証的なものがなされていないということで、我々としても、更にこの重要さを考えてきちんとした実証研究をやって、その上で制度改革というのは議論されるべきなのだろうと思っています。

それから、これは私の捉え方ですが、この意見交換会をずっと通じて、最終的にはいわゆるこの被害者参加制度の導入と運用がある程度順調になされていると同時に、刑事訴訟法の本質というのは変わっていない、刑事訴訟法の構造が維持されているということが、ある程度共通認識として踏まえられたと思っています。特に弁護人の立場からいけば、犯罪に対する私的制裁を排して、国家によって刑罰権を発動する。それも単なる応報という形での発動ではなくて、行為責任論を基本にしつつも、一般的予防とか特別予防という観点からの制裁の発動という刑事訴訟法のシステムがきちんと維持されていて、だからこそ検察官も全面的な立証責任があり、無罪推定があり、という刑事訴訟法のシステムがある。それをきちんと守らなければならない。近代的な刑事訴訟法の構造の枠内で、この被害者参加制度があるのだということを、きちんと共通認識とすべきだろうと考えます。

それから、議論の中で本当にたくさんのいろいろな事例が出てきまして、大変参考になりました。ただ、刑事訴訟法の構造の中でどう位置付けるか、どう調整されるかというところの議論がまだ熟していないという感じも持ちました。全体の経過からいくと、こういう感想を持っているのですが、ちょっと意見交換には関係ないかもしれませんが、あと一言。私の大変敬愛する先輩の刑事弁護人が、あるとき、「非常に熟達した刑事弁護人こそ、被害者参加弁護士になるべきだ。被害者参加弁護士にふさわしいのだ。」ということをお話しておられました。私も、もちろん被害者支援というのは、この刑事弁護の場だけではなくて、もっともっと総合的なもので考えるべきだろうと思いますけれども、刑事弁護の場ということをお考えた場合、今の刑事弁護人の意見というのは極めて妥当な正当な意見だろう。この被害者参加制度が健全に運用されて、更に浸透していくと

いうことを考える場合に、今の観点は非常に重要だろうと思います。

今年度から日弁連は、刑事弁護センターというところと、裁判員本部というところが合体しまして、新しい刑事弁護センターというものを作りました。それで、その中に研修を担当する小委員会というものがあまして、刑事弁護人を主体としてですけれども、全国的な研修制度の充実や確立をしていくこと、弁護士個々の刑事弁護に関する研修の充実を図っていこうと考えているわけなのですが、この意見交換会を踏まえ、また、先ほどの先輩の話も踏まえますと、可能であれば、隣におられる武内さんの所属しておられる被害者支援委員会、更にはその被害者団体の方々との協力がもし得られれば、一緒になって刑事弁護の中の被害者参加制度についての総合的な研修といったものをしていきたい。刑事弁護人は、被害者参加弁護士あるいは被害者参加制度に対する十分な理解と方法論等も勉強する必要があるし、被害者参加弁護士は、その刑事弁護にきちんと精通していただく。この両方を持っていく必要があるのではないかと考えております。もちろん、個人的意見ですので、これですぐ日弁連を動かすというわけにいかないかもしれませんが、是非とも協力してやっていただけたらと思っています。

○武内弁護士 長い期間にわたって、実に中身の濃い討論をさせていただきました。多々勉強になりました。お礼を申し上げます。特にこちらでは、学者の先生方の理論的な御指摘あるいは裁判所・検察官からの実務上での運用の実情というものを御教授いただいたことは、今後の被害者参加弁護士としての活動の中でも大きな糧になるものだと感謝しております。

私自身は、改正刑事訴訟法の施行以来、大体20～30件くらいの被害者参加事件に被害者参加弁護士として関与してまいりました。数は多くないかもしれないけれども、ある程度現場での実感というものをお話しできたのではないかと考えております。

制度運用開始当初、何となく応報感情の強い被害者の方がたくさん参加されるのかなという個人的な予想をしておりましたが、この5年半ぐらいの間に私が関わった人たちは、必ずしもそうではない。むしろそういった応報感情の強い方というのは少ないのではないかという印象を持っています。現場で被害者の方に被害者参加制度を説明して、それを利用したいというとき、多くの方々は、事件のことについて知りたいというニーズを強く持っておられると感じています。もちろん、被告人の弁解にきちんと対抗したい、あるいは裁判官・裁判員に自分の気持ちを伝えたいというニーズも少なからずあり

ますけれども、「知りたい」というニーズはとても強いように感じています。その中身というのが、例えば殺人事件や傷害致死事件のように被害者が亡くなっている事件における御遺族の場合、亡くなった方の最期の様子を知りたい、聞きたいというニーズが強いように思います。また、性犯罪の被害を受けた方の知りたいというニーズとしては、なぜ自分が狙われたのか、なぜ自分がこういう被害を受けなければいけなかったのかを知りたい、理解したい、こういうニーズが強いように思います。今、御紹介した例のどちらも、裁判官・検察官・弁護士といったいわゆる訴訟当事者にとっては、余り関心のない項目でしょう。亡くなったときの被害者の様子等によって、量刑が極端に変わる、罪名が変わるということはないからです。けれども、被害を受けた当事者や御遺族にとっては、裁判で一番知りたいこと、何より聞きたいことだったりする。そして、そのニーズ自体は誰も否定できないことではないかと思えます。私たち刑事司法関係者は、こういった御遺族や被害者の知りたいというニーズを、ややもすると排除しすぎてきたのではないかと、刑事司法手続は純化しすぎてしまったのではないのかという感想を持っています。

もう一つ、こういう会議の場では、どうしても私も「被害者は」、「被害者の方は」といった言葉を使って、言わばくくってしゃべりますけれども、生まれたときから被害者だった人というのは基本的にいない。犯罪の被害に遭うまではごく普通の生活をしてきた人がほとんどで、裏を返すと、今日この場にいる私たちが、今夜には、明日には犯罪の被害者になっているかもしれない。そうすると、犯罪被害者の方々のニーズの問題、犯罪被害者の方々が刑事司法にどう関わっていくかという問題は、取りも直さず、私たちが刑事司法に対して、どう関わっていくかという問題にもなり得るし、突き詰めると、刑事司法・刑事裁判は誰のために、どういう目的のためにやっているのかということ、純化しすぎて考えず、少し幅を広げて考えるということにつながっていくのではないかと考えています。

雑ばくなことしか言えませんが、今後、被害者参加制度について議論する場は多々あると思いますが、そういった被害者の方の現場での声に少し耳を傾けながら、皆が頭を少し柔らかくして議論ができるといいなと思っております。ありがとうございました。

○大澤東京大学教授 私は、この会での検討対象であった平成19年の刑事訴訟法改正に

については、被害者参加制度の骨格を議論した法制審議会の刑事法部会に関与しました。また、その後の法案審議の過程では、国会で意見を述べるような機会もありました。当時のことを思い出しながらこの会に参加させていただきましたが、この意見交換会に加えていただいたことで、施行後の現場が抱える様々な問題をお教えいただくことができましたし、また様々な立場からのお考えに接することもできました。振り返ってみて、貴重な場を与えていただいたと思っています。

平成19年の刑事訴訟法改正の際、被害者参加制度の特色として私がいろいろな場で申し上げたことは、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するという刑事裁判の目的とするところと、犯罪被害者等基本法の趣旨とするところとをきめ細かな形で突き合わせて、そして刑事裁判の目的ないし構造を保持しながら、犯罪被害者の方々の尊厳にも最大限の配慮をし、適切な訴訟参加の機会を開こうとしたものとして作られているということ、それから、制度の円滑な運用の鍵となるのは、被害者参加の窓口となる検察官と、被害者なり被害者参加弁護士との間の十分なコミュニケーションを通じた理解・協力にあると考えられること、そういったことであります。

今回、制度運用の現場からの様々な問題提起に接し、これまで気が付いていなかったような問題点を発見することも少なくありませんでした。また、運用上の改善なり工夫を要する点というのもまだまだあるように感じました。ただ、大きな方向としては、被害者参加制度がそれを支えている基本的な思想とともに定着してきており、その方向は、今後も追求することが許されてよいと思いました。この関係で、刑事訴訟法の研究者の立場から、最後に何か申し上げることが許されるとすれば、刑事訴訟という世界の在り方について、もう一度申し上げておきたいと思います。

何度か申し上げてきたことですがけれども、訴訟というのは、最後までやってみて初めて白黒の結論が出るという世界です。起訴された被告人も、検察官によって犯罪の犯人と主張されているわけですがけれども、有罪の判決があるまでは無罪の推定を受ける訴訟の主体としての地位にあります。もとより、検察官の訴えを審理する訴訟において、検察官の訴えの中で被害者とされた人が一定の役割を果たすということは、決して否定されるものではなく、被害者参加の制度もそのような考え方を基礎にして作られているということであろうかと思われます。その一方で、被告人の無罪推定を受ける訴訟主体としての地位・立場を否定することができないというのも、また疑いようのないところで

あります。そのような被告人と国家刑罰権の担い手である検察官とを対立当事者として行われる、そういう刑事訴訟という大きな枠組みと、その枠組みを支えている基本思想というのは、被害者参加制度がこの刑事訴訟の世界に定着し、そしてより良く機能を果たしていく上では、やはりしっかり押さえられる必要があるように思います。

被害者参加制度は、これまでの我が国には経験のない新しい制度ということでありますので、その定着・安定にはそれなりに時間が掛かるところもあるように思われます。既に5年を過ぎたということかもしれませんが、まだまだ若い制度でもあります。制度施行当初の現場では、運用に戸惑い、また検察、裁判、弁護、被害者支援それぞれの立場の違いもあって、過度に神経をとがらせ、そこからフラストレーションが生じるといったことも、少なくなかったのではないかと想像されます。しかし、その後の運用を重ねる中でそういう状況が徐々に解消され、自ずと着地点が見いだされてきた問題というのも少なくないでしょうし、また、現在残されている問題の中にも、今後更に関係者の工夫・努力の中で、一定の着地点を見いだせるものは、多々あるように思います。

今回この場で取り上げて議論したことによって、認識の共有・深化が図られた問題は少なくありません。それは、疑いなく、今回の議論をしたことの非常に大きな収穫であるわけで、この場での議論が、今度は広く現場にフィードバックされ共有されることによって、今後の運用上の工夫・努力の契機となるということを期待したいと思います。

最後に、平成19年の改正刑事訴訟法について、私がもう一つ言ってきたことは、先ほどの熊谷先生の御発言にも通じますけれども、刑事裁判への被害者参加というのは被害者支援の一つのメニューにすぎないということです。前回のこの会で総合的・継続的な被害者支援の重要性が議論されたことは、その点で誠に重要なことだと思っています。本日、熊谷先生からも再度御指摘がございましたけれども、そのような総合的・継続的な被害者支援という方向での議論が、今後一層充実するということにも期待したいと思います。

○奥村同志社大学教授 まずもって、このような検討会の機会を与えていただきました法務省刑事局の方々にお礼を申し上げます。

また、検察庁の委員、それから裁判所の委員、弁護士の委員の先生、それから被害者の自助グループの前田委員、それから学者委員、取り分け弁護士の委員の先生方には、それぞれのお立場から、日頃、被害者等の権利利益の擁護に関わっておられる業務の中

から、被害者参加制度、損害賠償命令などに関して実務上感じておられる問題点を御指摘になる一方で、被害者の権利利益の擁護が、一方では被疑者・被告人の権利利益の侵害に至るおそれがあるとの反対論の御主張などをなさっておられて、その御意見の相違から、多くのことを学ぶことができました。各論点に関する裁判所や検察の対応についての最高裁や東京地裁の委員、それから最高検の委員、それから事務局からの現状の対応についての御説明を頂いて、さらに刑事訴訟の構造論の根本的な内容について、刑事訴訟法の学者による被害者等の権利利益の拡充に対する理論的問題点の指摘から、この検討会において検討対象となった被害者参加制度と損害賠償命令を中心とした議論の現状と課題が浮かび上がってきたように思いまして、大変多くの教示を得たことを有り難く思います。改めて、この場をお借りして、お礼申し上げたいと思います。

私は刑事訴訟法の専門ではありませんで、被害者学とか実体刑法の専門でありますので、特に被害者学の観点から建設的な意見をとと言われており、それを申し上げる役割があったはずなのですが、なかなか被害者学や実体刑法の観点から、疑問や質問はさせていただいた部分はありますけれども、建設的な意見を出せず、恥じ入るばかりで、大変申し訳なく思っております。この度、この議論の概要を拝読して改めて感じましたことを、若干申し上げたいと思います。

初めに、まず被害者参加制度の拡充が、現行の刑事訴訟法の構造論に抵触するおそれがあるのではないかという点について述べます。現行刑事訴訟法の二当事者主義の構造の中で被害者参加制度を取り入れる制度について、いろいろな御提案があり、二当事者主義に反するおそれもあり得るといった指摘がございました。これは被害者学の観点からも、近年世界的動向として、従来の二当事者主義の訴訟構造の持つ応報型司法モデルと、被害者を加えた三当事者において、謝罪と被害弁償を中心に紛争解決型の刑事司法を捉える損害回復型司法モデルというパラダイム転換が図られるべきだといった議論が、近時高まってきているわけであります。特に、欧米ではドイツとかオーストリアなどでそういう議論がありますけれども、私が研究しておりますイギリスにおいても議論が高まったのですけれども、国家が統治と法秩序の維持をする、法に対する責務を負っているという観点から、被害者の権利利益の拡充は、損害回復型の司法モデルにパラダイム転換しなくても、伝統的な司法モデルでも十分可能だということで、イギリスはそういういわゆるコンサバティブな態度をとっている。もちろん反対意見もあるのですけれど

も、一般にはそういう対応をとっている。伝統的な刑事司法システムの中で、被害者の権利利益の擁護を図っていくという形がとられていると、私は思っているわけです。

従来、刑事手続の中で忘れられた存在でありました被害者の権利利益の擁護を推進するのは、二当事者主義の構造の中でも可能だということで、我が国もそういう考え方で来ているわけでありますけれども、イギリスにおいては、ドイツのようなネーベンクラークのような制度はありませんし、被害者の意見陳述も、基本的には法廷で意見陳述をするということではなくて、書面で行うということ、それから被告人質問とか証人尋問といった権利保障もないということであります。こうして見ますと、我が国の場合、伝統的な二当事者主義の刑事司法システムを維持しながら、現行の被害者参加制度というのは、平成19年の刑事訴訟法の改正で、私も法制審に関わらせていただきましたけれども、その当時としてはかなり大胆といえますか、言葉は相応しくないかもしれませんが、進んだなという印象を当時は持っておりました。言わば二当事者主義の構造の中で、ぎりぎりのレベルで導入が図られたのではないかということを、改めてこの度再認識したところであります。

御提案の中には、なるほどと思われるところも多々あったわけでありますけれども、種々の御提案をなさった内容には、パラダイム転換をしない限り、導入はなかなか困難ではないかと思われるところもありました。ただ、犯罪被害者等基本法の理念に沿うために、運用で採用可能なものは採用すべきであります。いずれにせよ、被害者参加制度に関しましては、現行では、この間の議論にもありましたように、被害者とコミュニケーションを取る検察官の役割が、今後ますます重要になるだろうと思われまます。今、この来た道は戻ることはないと思いますので、被害者参加制度に関しましては、この現行の刑事司法システムの中で、更に改善すべき点は改善していくということで、今回の検討会の議論を通して、更に議論を重ねていただきたいと思えます。

それから、損害賠償命令に関しましては、実効性について疑問を出しましたけれども、幸い高橋先生が、実効性がないことについては織り込み済みである、むしろそれよりも被害者が手続に関わることによって満足度があるといったことをおっしゃったので、そこに少し救いがあるというところですよ。ただ、資力がある人でも払わない人もいますので、それを確実に執行できるようなシステムにするよう、一段と改善が必要だと思うわけです。

最後に、熊谷先生がおっしゃったし、それから今、大澤先生もおっしゃったわけですが、この刑事手続に置かれた被害者の支援体制を構築していかなければいけないという点については、おっしゃるとおりでありまして、そのためにも、内閣府で検討している部分もありますけれども、シームレスな支援体制の構築ということが求められているわけです。そこに果たす役割で、手前みそかもしれませんが、熊谷先生も関係しておられますが、早期援助団体というのが一つ役割を果たすことになります。イギリスなどでは、ヴィクティム・サポートという世界的にも大きな組織がありますけれども、こういうところがワンストップサービスをしたりしているところがありまして、日本はそれに比べると、今、早期援助団体があって、だんだん大きくなってきていますけれども、財政面とかでも大変苦勞しておりますので、その辺、ここでの問題とは直接関係はありませんが、御理解、御協力を頂きたいと思います。ありがとうございました。

○田中明治大学教授 昨年の1月から約1年5か月でしょうか、被害者参加制度を始め、平成19年の改正刑事訴訟法等によって導入された制度の実施状況といったものを踏まえて、制度上又は運用上講ずべき措置の要否等について意見交換をしてまいったわけですが、印象として、大変難しい論点について議論した会議であったと思います。

例えば、検察官と被告人・弁護人とが対等な対立当事者として、主体的に主張・立証を行って攻撃・防御を尽くす、そして、これを踏まえて、公正中立な裁判所が判断を下すといった現行の刑事訴訟法の基本的構造の下において、デュー・プロセスに従って被告人の権利を十分に保障しつつ、被害者参加の在り方を検討するという課題でございますので、制度それ自体と刑事裁判実務の運用という両面において大変難しい問題点を含んでおり、特に様々な角度からの意見を拝聴させていただいたこともあって、改めて難しい問題であるということ認識した次第でございます。

今回、被害者関係者側の委員の方から、犯罪被害者が、その家族も含めて、身体的・精神的あるいは経済的に極めて苦しい立場に置かれているという実情が明らかにされました。そのような立場にある人をいかに保護し、また支援し、そしてその立ち直りに寄与することができるのかということを、刑事裁判における被害者参加の在り方といった視座から改めて考えさせられる契機となる、大変有意義な意見交換会であったと思っております。

また、従来、被害者関係者に対して、裁判制度の仕組みのほか、裁判の運営あるいは

捜査の実相などについての正確な情報を伝える配慮が必ずしも十分ではなかったという側面もあったことから、コミュニケーションギャップというものも生じていた実情が、意見交換を通じて明らかになったように思います。この点は、捜査、公判準備あるいは公判審理を担当する関係者にとって、改めて深く認識することが重要ではないかという印象を持ちました。

さらに、今回の意見交換会においては、参考となる多数の資料が提出され、被害者参加制度を始め、改正法によって新しく導入された制度の実施状況を踏まえて、その制度と運用の両面において、全般的に多角的な視点から意見の交換をすることができたということは、大きな成果であったと思っております。その意味では、今後、関係機関の研究会等における資料として活用されることが予想される、この「議論の概要」ですけれども、これを限られた時間の中でまとめられた熱意あるスタッフの御尽力に敬意を表したいと思っております。

最後に、これまで法務・検察あるいは裁判所においては、犯罪被害者等の置かれた立場あるいは状況等に関する理解を深めるための研究会あるいは研修といったものの実施などに際して、様々な創意工夫を重ねてきたものと承知しておりますが、今から13年余り前に当時の総理府が行った犯罪被害者に対する初めての世論調査でも、政府に何を期待するのかという問いに対して、「捜査や裁判の過程における犯罪被害者への配慮」という項目がやはり上位を占めておりました。その後の法整備等の進展については周知のとおりであります。犯罪被害者の国に対する期待の上位を占めていたこの項目をもう一度ここで思い起こして、今回の意見交換会の成果を一層意義あるものにするためにも、関係機関がこの議論の成果を組織全体のものとして共有した上で、刑事司法の実務において、着実に実績を積み重ねていくよう努めることが、肝心なのではないかと思っております。

○中村刑事法制企画官 ありがとうございました。

加藤管理官が着席になりましたけれども、引き続き私の方で司会進行を進めさせていただきますと存じます。

○香川最高裁判事局第一課長 今回の意見交換会では、様々なお立場から貴重な御意見を頂戴いたしまして、裁判所の立場からいたしましても大変参考になったと申し上げたいと思います。

もちろん、裁判所もこれまで被害者への配慮の在り方について何もしてこなかったということではございませんで、例えば、この平成19年改正刑事訴訟法施行前の平成18年度から、各高裁単位で、被害者等への配慮の在り方等を検討するための研究会を毎年実施してきております。中身は、被害者の関係者あるいは専門家の講義を受けるなどしまして、被害者の心情の理解に努める。それを、訴訟運営に当たりまして、もちろん被害者の方々と直接接する場面もございますし、あるいは、もうちょっと抽象的に、被害者への配慮の在り方を考えるという際に参考にするということもしてまいりました。

この研究会は、犯罪被害者等基本法第19条で、被害者への配慮を国などがきちんと研修等しなければいけませんという規定がありますので、それに基づいてやっているわけでございますけれども、その上で平成19年改正刑事訴訟法により、被害者参加制度、損害賠償命令制度が導入され、裁判所としても、こういう新しい制度の運用に当たりまして、それまで以上に被害者の心情等を理解した上で対応していかなければいけないということやってきたわけでございます。

それを踏まえて今回の意見交換会を改めて振り返ってみますと、一つは、平成19年改正刑事訴訟法によって導入された幾つかの制度の導入以降の運用について、裁判所としても改めて振り返るいい機会になったのではないかと考えております。裁判所としては、先ほど申しましたような機会に、被害者の心情をお聞きして、配慮の在り方ということを考えてきたつもりであったわけでございますけれども、実際、今回、この意見交換会の場で、被害者関係者のお立場から、裁判所の運用に関しまして忌たんのない御意見・御指摘を賜りまして、率直に、実際に被害に遭われた方やその遺族でないと、なかなか分からないような視点を出していただいたと思いますし、裁判所としては配慮していたつもりでも、被害者の方からすると、ちょっと十分でないと感じられた面もあったのかなと思ひまして、そういう意味で裁判所にとりまして、大変有益な情報が数多くあったというのが率直な印象でございます。

さらに、意見交換会の場では、被害者側からだけでなく、被告人側あるいは学者の先生方など、幅広いお立場から御意見が出されました。もちろん、裁判所は、刑事裁判を適切に運営していくという立場にありますから、先ほど来、別の先生からも御発言がありましたように、刑事訴訟法が本来予定している基本的な訴訟構造が二当事者対立であるとか、あるいは被告人の権利を含む適正手続とか、そういういろいろな観点を含め

て判断しないといけないということで、時には難しい判断を迫られるということもあるわけでございますけれども、この意見交換会を踏まえまして、まず被害者側の心情あるいは要望ということをしっかり把握した上で、適切な訴訟運営あるいは被害者への配慮の在り方というものはどういうことであるべきかということ、考えていく必要があるということを実感したわけでございます。

今後のこととなりますけれども、もちろんこの意見交換会で取り上げられました内容、特に被害者の心情とか、裁判所の運用に対する様々な要望は、何らかの形できちんと裁判所全体として共有していかなければいけないと思っております。また、その内容を踏まえて、裁判所内部でもきちんと議論しなればいけないと思っております。そういうことを踏まえて、これらの制度をより一層適切に運用していくように、最高裁としても努力していかなければいけないと思っております。

○若園東京地方裁判所判事 今回の意見交換会は1年半ぐらいですが、いろいろな方からいろいろな御指摘を受けて、大変勉強になりました。どうもありがとうございました。

私は、実務で刑事裁判を担当している者として、被害者参加あるいはそれ以外の被害者に関するここで議論された問題について、裁判実務では実際にどのように行われているのかということを中心にして意見を述べさせていただきました。また、その前提として、今行われている裁判員裁判、あるいは公判前整理手続、あるいは損害賠償命令等の実際の運用状況についても、説明をさせていただきました。

もう皆さんがおっしゃっていることですが、今回の意見交換会で、私も皆さんからいろいろな御意見、あるいはいろいろな問題を指摘していただきまして、いろいろと考えさせられました。30年近く刑事裁判をやってきた者として、私としては、昔から自分なりに被害者のことも考えて裁判をしてきたつもりです。また、昨今の一連の法改正を踏まえて、その都度、自分なりにこういう制度なのではないかと捉えて、被害者の立場は十分考慮して訴訟を運営してきたつもりです。今回、大体ふだんは自分はこうやっていますとか、多くの裁判官はこうしているのではないのでしょうかということをお話ししましたが、それは、いろいろな機会に裁判実務について、同僚の裁判官あるいは先輩の裁判官、後輩の裁判官と話をする機会を通じて、大体こういうところが今の標準的な運営かなというところをお話させていただいたものです。今回、いろいろな具体的事例の指摘がございました。その中には、確かに私がお話したところの、「通常こうで

はないですか。」というところとは若干異なるような訴訟指揮・訴訟運営も御指摘を頂いたように思います。裁判所は裁判官がそれぞれ独立して訴訟を運営するところとして、決して統一的に、どの裁判長の裁判を見ても全く同じということはありません。私はそこは裁判所の良いところだと個人的には思っているのですが、ただ、皆さんから見ますと、全然やり方が違うではないか、ということで御指摘もあったのだらうと思います。

そういうことを踏まえて考えますと、今回出された意見を踏まえて、全国の各裁判官がそれぞれこの指摘を受け止めて考えて、それぞれの訴訟運営をしていくべきことだと思います。私自身も、今回1年半参加させていただいて、今後もより良い刑事裁判の在り方についてよく考えた上で、ここで出されたいろいろな意見について、しっかりと受け止めて考えていかなければいけないと思っております。

私個人が今回の意見交換会に参加させていただいて一番感じたのは、被害に遭われた方のニーズというものが、被害者によって、それから同じ被害者であっても、その段階によって全然違ってくるといって、本当に様々なのだと改めて感じました。裁判所としては、犯罪被害者の問題に関しては、基本的に検察官を通じて御意向をお伺いするということが多いわけですが、今回の経験を基にして、私としては改めて、定型的には考えず、検察官を通じて被害者の意向をよく確認する必要があるのだなど、それから被害者の意向が、場合によっては段階ごとにも変わることもあるのだなどということ踏まえて、訴訟運営をしていきたいと思っております。つまり、柔軟に、人によって違う、また段階によっても違うということ踏まえて考えていかなければいけないということ強く思いました。

また、もう一点ですが、今、私も含めて裁判所・裁判官が、裁判員裁判の導入を契機として、あるべき刑事裁判の姿を実現しようと努力しています。その中で、今までやってきた実務をかなり変えようとしておりますし、実際、この5年間で変えてきております。今回出された問題の幾つかについては、結局、今裁判所が取り組んでいる、変えたり変えようとしていることについて、被害者参加あるいは犯罪被害者の側から見ると、被害者側の観点を十分に考慮しないまま変えようとしたり、変えたりしているといった捉え方をされているようにも感じました。したがって、その点は、裁判所がなぜ今こういうことを変えているのか、どういう方向を目指しているのかということについて、十

分に説明して御理解していただく必要があると思いました。

要するに、一般市民の方々が裁判員として裁判所に来て裁判に参加していただいて、対等な立場で裁判官と裁判員が評議し、一緒に判決に至るためには、公判前整理手続で争点及び証拠の整理をした上で、争点に絞ったコンパクトで分かりやすい審理を行うということが、制度上不可欠だろうと思っています。そういうことで公判前整理手続をやっているわけですが、そこが見えないというところで、皆さんから御意見があったのだろうと思います。

ですから、公判前整理手続においても、被害者側の意向については、検察官を通じて御意向を把握して、公判前整理手続は1回で終わるわけではありませんので、その過程で御意向を把握した上で、裁判所としては、当事者と議論して、適切にその問題についても配慮して、争点及び証拠の整理をしていきたい。そのようにすることが大事なのだなということ、特に実感いたしました。

ほかにもいろいろ考えたところもありますけれども、特にこの二つを考えたということです。私自身も、今後また一裁判官として、訴訟運営をする立場でありたいと思っておりますので、今後も今回の経験を糧にして、訴訟運営に当たっていきたく思っております。どうもありがとうございました。

○片岡最高検察庁検事 まず、有意義な意見交換会で、検察官として大いに励まされた意見交換会であったと思っております。

私が検事に任官した当時、「被害者とともに泣く検察」と言われたのですが、それから約30年の年月がたち、今や被害者と一緒に泣いている場合ではない検察という思いを新たにされた次第でありまして、たとえ被害者が泣いていようと、「いやいや、こういう被害者参加の制度がある。あなたにはこういう権利利益を実現できる場がきちんとある。」などと励まして、この制度を利用していただくという時代になったのかなと思っております。

あわせて、今30年と言いましたけれども、そのように長いスパンで考えますと、検察官も、特に公判では孤独だったなど。公判へ行っても、時には傍聴席に誰もいなくて、被害者がかわいそうだななどと主張しても、何となく、張り合いがなかったなど思う中で、今では被害者が隣にいてくれる。あるいは、「検事さん、あれは不十分だ。」とか、「まだ足りない。」とか、「私は納得しない。」とか言ってくれる。この言ってくれるという

こと自体、非常に励ましでありまして、あるいは気をしっかり引き締めて仕事に当たらないといけないという制度だと思っております。孤独な検察官が、これまたある意味で孤独だった被害者と出会って、その出会いを大事にしたいなと思っております、幸いこの意見交換会でも制度が今のところ非常にうまくいっているのではないかというお言葉を頂きまして、良かったなと思っております。

最近、私は、こういう立場になったこともあり、特に被害者参加の関係で、検察官として非常に苦勞しているような事例の報告を受けるのですが、何となく最近ちょっと傾向が変わってきたのかなと思うものが幾つか続いています。御遺族なりがいろいろ厳しいことをおっしゃって、一生懸命このように対応してきたのだけれども、あるいは御遺族の言い分はちょっと理不尽ではないかといった報告もある中で、最近、裁判が終わったときに、「裁判の結果には納得していないけれども、検察官はよくやった。」と言ってくれたという報告が続いているのです。つまり、やりがいといいますか、一生懸命やっている、今起こっている事件のてん末である裁判には納得していなくても、検察官の活動には納得してくれるということなのだという事例が結構ありまして、それがじわじわと、そういうものなのだというのが浸透してきているということで、かなり御遺族への説明にも時間を割いて、丁寧に、あるいは思いを込めるようになったかなと思っております。

私はこの意見交換会の途中で、先ほど出ていました、二当事者対立構造というものについて、私どもの立場としては納得せざるを得ないのかなという言い方をしたことがあります。これは、どうしてそういう言い方をするかというと、御遺族なり被害者がいろいろ意見をお持ちのときに、それと証拠関係あるいは裁判所の訴訟指揮との間で板挟みになりますが、それでも御遺族や被害者が厳しいことを言うときに、被害者の言うとおりにして、その結果の裁判が、あるべき結果が出なかったときは、これはやはりよろしくない。広い意味では、あるいは抽象的な言い方をすると、二当事者対立構造の枠というのは、もっと言えば検察官がしっかり立証責任を持って、正しい、あるべき結論を導いていくべきもので、被害者が納得してくれればいいではないかというわけにはいかない。特に、被害者が捜査をするという話については、「では自分でやってみなさい。証拠が集まらなかったら不起訴にしますよ。」というわけには絶対いきませんので、二当事者対立構造といいますか、国家訴追主義といいますか、国家刑罰権といいますか、い

いろいろな言い方はありますが、それは現行の枠は堅持せざるを得ないと考えております。

ただ、現実問題は、制度論はそうであっても、この意見交換会で意見が出されましたように、あるいは御指摘を受けましたように、我々検察官が不十分な捜査・公判活動をする、すぐに、現実問題としては、では自分たちでやるしかないのかという声が被害者・遺族の方から起こりますので、そこは心を引き締めて、むしろ我々を最終的には励ましてくれる立場にある被害者・遺族ということでありますので、そのお気持ちを酌んで、いかに捜査・公判を丁寧にやるかということに尽きるのかなと思っております。

冒頭申し上げましたように、被害者とともに泣いている場合ではないですけども、しかし、この新時代、被害者に励まされている検察、特にいろいろな意味で逆風が吹いている検察をこのタイミングで励ましていただける、その被害者参加制度を始めとする、制度は非常にすばらしい制度で、我々の仕事のやりがいにもなっていると思っておりますので、いろいろ出された意見を踏まえまして、今後とも気を引き締めて、改善すべきは改善して、この制度をもっともっと大事にしていきたいと思っております。

○中村刑事法制企画官 ありがとうございます。

それでは、この意見交換会は今回で終了させていただきたいと存じますけれども、最後に、当省の上富官房審議官から一言御挨拶をさせていただきます。

○上富大臣官房審議官 事務当局の立場から、最後に一言御挨拶させていただきます。

御参加いただいた皆様には、お忙しい中、1年半という長い間にわたりまして、本意見交換会の開催に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

私自身、途中若干、立場を変えながらも、第1回から最後まで参加させていただきまして、大変貴重な機会になったと思っております。

御案内のように、今、日本の刑事司法は、いろいろ動いている時期でございまして、この1年半の間にも、この意見公開会と相前後して、あるいは並行する形で様々なことを当局としても検討してきております。ちょうど同じ時期に重なったものだけを考えても、例えば、一番近いところでは、被害者参加人の旅費の制度の法案ができたり、そのほかにも少年法の改正とか、自動車死傷事犯の処罰法あるいは裁判員法の見直し、それからいわゆる新しい時代の刑事司法の検討といったいろいろなことが並行して動いておりますが、これらを改めて見てみますと、いずれも、検討のきっかけが被害者・遺族の声であったものもありますし、あるいは検討の中で被害者の視点というものが一つの

きな項目になっているというものもありまして、何らかの形で被害者や遺族の方の視点やニーズといったものとの関連で、いろいろな制度が検討されているというのが、今の実情のように思われます。

その中で、本意見交換会では、特に被害者参加を中心として、平成19年改正法の施行状況や、これを踏まえた制度上、運用上の措置の要否について、幅広く意見交換をしていただきました。様々な立場の方々から、非常に基本的な、刑事訴訟法の基本構造と被害者参加制度の在り方といったテーマを始め、あるいは制度立案時には想定していなかったような現場での実際の運用面の工夫に至るまで、幅広く、かつ内容の濃い御議論を頂いたと思っております。大変貴重な御意見、御指摘を頂きまして、ありがとうございました。今後、私ども法務当局といたしまして、頂いた御意見の数々を、制度上あるいは運用上の検討におきまして貴重な資料とさせていただきたいと考えております。

最後に、今後とも引き続き御理解、御協力のほどをお願い申し上げて、最後の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○中村刑事法制企画官 それでは、これにてこの意見交換会を終了させていただきます。

12回にわたりまして、貴重な御意見、また活発な御議論を頂きまして、深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。